

平成25年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1 平成25年度公共事業再評価結果(県事業)	1
各部庁共通の取り組み	
環境に関する便益の定量的な評価について.....	4
農林水産部の取り組み	
森林整備事業の対応方針について.....	7
県土整備部の取り組み	
道路事業の対応方針について.....	11
河川事業の対応方針について.....	13
河川総合開発事業の対応方針について.....	15
海岸事業の対応方針について.....	17
公園事業の対応方針について.....	19
企業庁の取り組み	
工業用水道事業の対応方針について.....	21
2 平成25年度公共事業事後評価結果(県事業)	23
農林水産部の取り組み	
広域漁港整備事業について.....	25
県土整備部の取り組み	
道路事業について.....	29
砂防等事業について.....	31
街路事業について.....	32

1 平成25年度公共事業再評価結果（県事業）

本年度は、表－1のとおり県事業23事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、23事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次項以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成25年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表－1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	森林整備事業	三峰局ヶ岳線	松阪市	H5	③	継続※	継続
2	森林整備事業	野又越線	大台町・紀北町	H3	③	継続※	継続
3	森林整備事業	木屋村山線	大紀町・南伊勢町	H15	③	継続※	継続
4	森林整備事業	三和片川線	熊野市	S49	③	継続※	継続
5	道路事業	一般国道166号 田引バイパス	松阪市	H6	③	継続※	継続
6	道路事業	一般国道260号 木谷拡幅	南伊勢町	H16	②	継続※	継続
7	河川事業	二級河川員弁川	桑名市・いなべ市・東員町	H21	③	継続	継続
8	河川事業	二級河川堀切川	鈴鹿市	S63	③	継続	継続
9	河川事業	一級河川椋川	鈴鹿市・亀山市	H11	③	継続	継続
10	河川事業	二級河川志登茂川	津市	S47	③	継続	継続

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
11	河川事業	二級河川安濃川	津市	H15	③	継続	継続
12	河川事業	二級河川三渡川	松阪市	H20	③	継続	継続
13	河川事業	二級河川百々川	松阪市	H20	③	継続	継続
14	河川事業	一級河川五十鈴川	伊勢市	S24	③	継続	継続
15	河川事業	一級河川桧尻川	伊勢市	H6	③	継続	継続
16	河川総合開発事業	鳥羽河内ダム	鳥羽市	H9	③	継続*	継続
17	河川事業	一級河川大内山川	大紀町	S54	③	継続	継続
18	河川事業	一級河川木津川	伊賀市	S30	③	継続	継続
19	河川事業	二級河川志原川	熊野市・御浜町	S52	③	継続*	継続
20	海岸事業	磯津地区海岸	四日市市	H16	②	継続*	継続
21	海岸事業	井田地区海岸	紀宝町	H3	③	継続*	継続
22	公園事業	北勢中央公園	四日市市	S58	③	継続*	継続
23	工業用水道事業	北伊勢工業用水道	四日市市・桑名市・鈴鹿市・川越町・東員町	H21	②	継続	継続

再評価理由: ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

③再評価実施後一定期間が経過している事業

④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

各部庁共通の取り組み

環境に関する便益の定量的な評価について

[各部庁共通]

1 委員会総括意見

平成25年6月24日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、環境に関する便益の定量的な評価についても検討されたい。」との意見をいただきました。

2 今後の対応方針

環境に関する便益のうち、水質浄化便益や炭素固定便益など、評価手法についてマニュアルに定めがあるものは、定量的な評価も行っています。

一方、景観の保全、生態系の保全などの便益については、定量的に評価するのは容易ではなく、主に定性的な評価を行っています。これらの便益を推計する手法としては、仮想的市場評価法（CVM）などが提案されていますが、情報入手コストが大きく、バイアスの影響を受けやすい等、推計される便益の精度・信頼性には課題が残されています。

環境に関する便益の定量的な評価に関しては、今後の評価手法の確立状況を注視しつつ定量化に努め、より適切な評価となるよう取り組んでいきます。

農林水産部の取り組み（再評価）

森林整備事業の対応方針について

[農林水産部]

1 再評価審査対象事業

- 林道事業 1番 みむねつぼねがだけ 三峰局ヶ岳線
- 林道事業 2番 のまたごえ 野又越線
- 林道事業 3番 こやむらやま 木屋村山線
- 林道事業 4番 みわかたがわ 三和片川線

2 委員会意見

平成25年11月19日に開催された平成25年度第6回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申と合わせて、「事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。」との意見をいただきました。

3 森林整備事業の背景

森林整備事業において開設される県営林道は、森林整備の促進による森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることや、林業生産活動の活性化により森林資源の有効利用を図るための基幹的な施設として整備しています。また、一部の路線は、集落間の生活道として多様な役割も担っています。

なお、県営林道は、地域の骨格となる大規模な路線を中心に、市町からの施工依頼を受けて実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

これら林道が林業生産性の向上や森林資源の有効活用につながり、また、森林の公益的機能の維持・増進が期待できることから、コスト縮減と自然環境への配慮に努めながら、森林の持続的な経営・管理と円滑な「緑の循環」に資するよう、早期完了を目指して事業を継続します。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

持続的な林業経営を確立し林業を活性化するためには、林内路網を充実することによって林業生産性を向上するとともに、林業生産活動を担う林業経営体や林業従事者などの育成を推進する必要があります。

そこで、骨格となる県営林道と、その支線となる作業道・作業路からなる路網の整備を推進して行くことが求められていますが、県営林道の開設は地形の急峻な箇所で行工事を施工していることから、完成までには長期間を要します。

5-2 課題の解決方針

国では、「木材自給率50%」を目指し、その具体的な推進策として、森林の団地化・施業の集約化や路網整備の推進などの取組を進めています。

本県においては、これまでにも林業を活性化するために、森林の育成から木材の利活用まで幅広い取組や支援を行っていますが、森林の団地化・施業の集約化を推進する上でも基盤となる林内路網を形成するためには、骨格となる県営林道を整備するとともに、市町や林業事業体等による中小規模の林道や作業道などの整備への支援を行います。県営林道については、なお一層のコスト縮減を行い、関係する市町や地元関係者との連携を図り、早期完成に向けて計画的に予算を配置し事業執行に努めます。

県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業 5番 一般国道166号 ^{たびき}田引バイパス
6番 一般国道260号 ^{きだに}木谷拡幅

2 委員会意見

平成25年12月17日に開催された第7回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申を頂きました。

あわせて「事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。」「道路事業の費用対効果分析に用いる交通量については、データの根拠と算出のプロセスを、解りやすく論理的に説明されたい。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、主要幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、交通渋滞や道幅が狭く線形も悪いなどの通行上の支障を解消し、安全で円滑な通行の確保をしようとするものであることから、早期に整備が必要です。
- ・費用対効果分析に用いる交通量について、より解りやすい論理的な説明を行う必要があります。

5-2 課題の解決方針

- ・今後の事業執行については、引き続き市町や地元関係機関との連携を図り、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。
- ・再評価時の説明においては、費用対効果分析に用いる交通量について、推計に用いるデータの根拠と算出のプロセスをより解りやすく論理的に説明するよう努めます。

河川事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

河川事業	7番	二級河川 <small>いなべ</small> 員弁川
	8番	二級河川 <small>ほりきり</small> 堀切川
	9番	一級河川 <small>むく</small> 椋川
	10番	二級河川 <small>しとも</small> 志登茂川
	11番	二級河川 <small>あのう</small> 安濃川
	12番	二級河川 <small>みわたり</small> 三渡川
	13番	二級河川 <small>どど</small> 百々川
	14番	一級河川 <small>いすず</small> 五十鈴川
	15番	一級河川 <small>ひのきじり</small> 桧尻川
	17番	一級河川 <small>おおうちやま</small> 大内山川
	18番	一級河川 <small>きづ</small> 木津川
	19番	二級河川 <small>しはら</small> 志原川

2 委員会意見

平成25年7月23日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7番、8番、9番、18番について「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」との答申をいただき、続いて、平成25年8月23日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番についても「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、平成25年9月10日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、19番について「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」との答申をいただきましたが、あわせて、「事業期間が極めて長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい。」との意見をいただきました。

3 河川事業の背景

三重県が管理する河川のうち、整備必要区間に対する河川整備率は平成24年度末で39.0%と低く、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、平成18年12月に策定した中長期計画である「三重県河川整備戦略」に基づき、おおむね5～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価の対象となった12河川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害の軽減を目指して事業を継続していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

河川の流下断面を確保するため、河川整備にあわせて河川横断構造物の改築も行っており、このようなハード整備には多大な事業費と時間を要します。

このため、ハード対策を進めるとともに、住民が安全かつ迅速に避難できるようソフト事業をあわせて実施し、被害を最小限に抑える取り組みも進めています。

19番の志原川については、上下流の流下能力のバランスを考慮しながら、整備を進めてきましたが、今後、大規模な河川横断構造物の改築等により、多大な事業費と長期にわたる事業期間が必要となっています。

このため、早期に事業効果が発現できるような整備手順の検討が必要となっています。

5-2 課題の解決方針

住民が安全かつ迅速に避難できるよう、ソフト対策についても関係市町と連携を図りながら取り組み、周辺住民の安全・安心の確保に努めます。

また、志原川についても、事業効果の早期発現を図るため中期的な整備計画の策定を行い、より一層の重点化を図り事業を推進します。

河川総合開発事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

河川総合開発事業 16番 鳥羽河内ダム（治水ダム建設事業）

2 委員会意見

平成25年6月24日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、あわせて、「事業者として想定する穴あきダムの環境に関する効果が発現するよう努められたい。また、その効果の継続的な検証を事業完成後に行われたい。」との意見をいただきました。

3 河川総合開発事業の背景

鳥羽河内川は加茂川の支川であり、従来から度々浸水被害が発生しています。直近では昭和63年の集中豪雨により死者4名、床上床下浸水72戸、農地の浸水186ヘクタールという大きな被害が生じたことから治水対策が急務であるとされました。

一方で、平成8年、9年の渇水時には河川流量が著しく減少したため安定的な流量確保も望まれています。

このため、鳥羽河内ダム建設事業は、治水と流水の正常な機能の維持を目的として、三重県が平成9年に着手し諸調査を進めてきた事業です。

こうした中、国の要請を受け、平成22年度から「ダム事業の検証に係る検討」を実施してきました。その結果、これまでの貯留型ダムを穴あき型ダムに替え、失われる「流水の正常な機能の維持」対策は別事業により確保することとし、洪水調節機能を目的とした穴あき型ダムの建設が妥当となりました。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・ダム事業を進めていくには、広範囲で多様な調査・工事を行っていくことから、市や地元関係機関と連携を密にしていく必要があります。
- ・ダム事業の推進にあたり、周辺環境への影響などを的確に把握する必要があります。

5-2 課題の解決方針

- ・今後の事業執行については、引き続き市や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。
- ・ダム事業の推進にあたっては、穴あきダムとすることで、水質など水環境への影響は工事前と変わらないと考えておりますが、引き続き、工事中、完成後における周辺環境への影響について、的確な把握に努めます。

海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 海岸事業 20番 ^{いそづ}磯津地区海岸
21番 ^{いだ}井田地区海岸

2 委員会意見

平成25年9月10日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、20番、21番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「海岸高潮対策事業において、可能な範囲での津波対策の考え方について言及されたい。」との意見をいただきました。

3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や波浪などによる災害、又は波浪による侵食を防除し、堤防背後の生命財産を守るとともに国土を保全することを目的として事業を進めています。

磯津地区海岸は、伊勢湾に面した四日市市南部の海岸で、背後地には家屋と事業所が密集しています。当海岸では、堤防の老朽化が著しく、年々汀線が後退し、高潮に対する危険性が增大していることから、堤防の補強、離岸堤や養浜の整備を行っています。更に、地震対策として堤防基礎地盤の改良を行っています。

井田地区海岸は、熊野灘に面した七里御浜海岸の南端に位置し、背後地には国道42号やJR紀勢本線などの重要な施設が存在します。当海岸では、侵食が著しく、高潮に対する危険性が增大していることから、人工リーフの整備を行っています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、今後も効率的・効果的な投資に努め、コスト縮減を図り、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されている中、海岸における津波対策の考え方について検討を進める必要があります。

5-2 課題の解決方針

今後、公表が予定されている南海トラフ地震の被害想定調査等の結果をふまえ、海岸における津波対策について検討を進めます。なお、津波を完全に防ぐことは、費用、環境、利用に及ぼす影響が大きく、短期的な対応は困難であるため、地域住民・関係市町・三重県が一体となって、総合的な防災対策に取り組む中で、高潮対策事業等においても、可能な範囲での津波対策の考え方を示すように努めます。

公園事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

公園事業 22番 ^{ほくせいちゅうおう}北勢中央公園

2 委員会意見

平成25年9月10日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて「要援護者等の利用に配慮した整備を進められたい。」との意見をいただきました。

3 公園事業の背景

北勢中央公園は、三重県北勢地域に位置し四日市市、いなべ市、菰野町の2市1町にまたがる広域公園で、良好な自然環境の保全、多様なレクリエーション活動や健康増進、自然とのふれあいの場の提供を目的として、事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

公園は、誰もが安全で安心して利用できるように、要援護者等の利用に配慮した整備を一層進めていく必要があります。

5-2 課題の解決方針

施設のバリアフリー対策はもとより、利用するための動線の確保にも十分留意し、対応を進めていきます。

企業庁の取り組み（再評価）

工業用水道事業の対応方針について

[企業庁]

1 再評価審査対象事業

工業用水道事業 23番 ^{きたいせ}北伊勢工業用水道第二次改築事業

2 委員会意見

平成25年5月28日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を承認する。」との答申をいただきました。

3 工業用水道事業の背景

北伊勢工業用水道事業は、石油コンビナートを中心とした北伊勢臨海工業地帯の水需要の増加に対して、工業用水の給水を目的として昭和28年に四日市工業用水道の建設に着手し、昭和31年に一部給水を開始しました。その後、北伊勢工業用水道第1期から第4期へと拡張を重ね、北伊勢工業用水道は地域産業を支える産業基盤として重要な役割を果たしてきました。

北伊勢工業用水道事業は、給水を開始して以来、30年～50年以上経過しており、施設及び管路の老朽化が著しいことから、昭和56年度から改築事業費補助を受け、管路及び電気機械設備等の更新を行ってきました。

北伊勢工業用水道第二次改築事業は、平成21年度から改築事業費補助を受け、経年劣化による管路及び電気機械設備等の更新、さらに、海溝型や直下型の大規模地震の発生が危惧されていることから、応急復旧に長期間を要する浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、工業用水を安定的に供給するため、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・工業用水道を安定的に供給するために、漏水事故や機器故障の未然防止を図ること。また、事故時・災害時であっても早期復旧を可能とし、二次災害を防止することが課題であると考えています。

5-2 課題の解決方針

- ・引き続き、工業用水道施設の老朽劣化対策、大規模地震対策を計画的・重点的に実施していきます。

2 平成25年度公共事業事後評価結果（県事業）

本年度は、表－2のとおり県事業6事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、6事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成25年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表－2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	広域漁港整備事業	波切地区	志摩市	H6	H19	了承	各部の取組のとおり
502	道路事業	一般国道163号 南河路バイパス	津市	H6	H20	了承※	
503	道路事業	一般国道260号 志摩バイパス	志摩市	S63	H20	了承※	
504	道路事業	一般国道311号 波田須磯崎バイパス	熊野市	H2	H20	了承※	
505	砂防等事業	神菌地区	伊勢市	H11	H20	了承	
506	街路事業	朝日中央線	朝日町	H7	H20	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

農林水産部の取り組み（事後評価）

広域漁港整備事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

広域漁港整備事業 501番 ^{なきり}波切地区

2 委員会意見

平成25年11月19日に開催された第6回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 広域漁港整備事業の背景

広域漁港整備事業は、水産物の生産及び流通の拠点整備を図ることを目的としています。

波切漁港は、太平洋に面し、台風などの荒天時には、港内の静穏度が悪く、漁船を英虞湾内へ避難させるなど漁業活動に支障をきたしていました。

このため、水産物の安定供給を図るため、漁船の波切漁港内での避難を主に、漁獲物の鮮度向上及び労働環境の改善を図ること、また、近年発生が危惧される南海トラフを震源とする巨大地震対策として、地域の緊急物資輸送拠点となるとともに、漁業活動の早期再開を図ることの2つを目的として、広域漁港整備事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

防災対策として、震災等有事の際に、水産業の早期再開を行うためには拠点漁港の整備が必要となります。

また、県内73漁港の中には、整備から年月が経過し、施設の老朽化等が課題となっているものもあります。

4-2 課題の解決方針

防災対策として、県内に73ある漁港の中から拠点漁港を選定し、水産業の早期再開や

海上輸送を確保するため、県内で最初に整備した波切漁港と同じように、耐震強化岸壁等の整備を進めていきます。

また、防災対策以外の大規模な整備は完了したと考えられることから、今後の漁港整備については、漁港の既存施設を健全な状態で維持できるよう、施設の補修を行い、適切な維持管理に努めていきます。

県土整備部の取り組み（事後評価）

道路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

道路事業	502番	一般国道163号	<small>みなみこうじ</small> 南河路バイパス
	503番	一般国道260号	<small>しま</small> 志摩バイパス
	504番	一般国道311号	<small>はだすいそぎき</small> 波田須磯崎バイパス

2 委員会意見

平成25年12月17日に開催された第7回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

また、あわせて、「道路事業の費用対効果分析に用いる交通量については、データの根拠と算出のプロセスを、解りやすく論理的に説明されたい。」「再評価時の費用・便益に関わる種々の予測値と導出プロセスを示し、事後評価における実現値と比較して評価されたい。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。

一般国道163号南河路バイパスは、主要渋滞ポイントである殿村交差点の渋滞解消を図るとともに、中勢バイパスとの一体整備により、中勢地域の幹線道路網の構築を目的に平成21年度に事業を完了しております。

一般国道260号志摩バイパスは、生活交通と観光交通を分離し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、津波等の災害時の輸送道路としての機能確保を目的に平成21年度に完了しております。

一般国道311号波田須磯崎バイパスは、幅員狭小な未改良区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化を目的に、平成21年度に完了しております。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

- ・費用対効果分析に用いる交通量について、より解りやすい論理的な説明を行う必要があります。
- ・事業完了後の事業効果の検証にあたっては、再評価時の費用、便益に関わる種々の予測値を示し、整備後の実際の数値と比較し、評価する必要があります。

4-2 課題の解決方針

- ・事後評価時の説明においては、費用対効果分析に用いる交通量について、推計に用いるデータの根拠と算出のプロセスをより解りやすく論理的に説明するよう努めます。
- ・事業効果の検証にあたって、再評価時の予測値と導出プロセスを示し、整備後の実際の数値と比較し評価することに努めます。

砂防等事業について

[県土整備部]

1 事後審査対象事業

砂防等事業 505番 かみぞの 神菌地区

2 委員会意見

平成25年8月23日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

3 砂防等事業の背景

神菌地区は伊勢市神菌町に位置し、地区内には宮川と県道伊勢南島線が横断しています。当地区では、県道の側溝が圧縮されて損傷するなど、地すべりの兆候が見受けられました。地すべりが発生すると、人家や公共土木施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、地すべり対策事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

周辺住民へのアンケート結果から、地すべり対策工事の効果がわかりにくいこと、地すべり対策箇所から離れている地区では事業の認知度が低いことがわかりました。

4-2 課題の解決方針

地すべりの被害想定区域は広範囲に及ぶことから、事業の実施にあたっては周辺住民に広く周知するとともに、地すべりの仕組みや対策工の役割など、事業の効果を十分に説明し、事業の執行に努めます。

街路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

街路事業 506番 あさひちゅうおう 朝日中央線

2 委員会意見

平成25年9月10日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

都市計画道路朝日中央線は朝日町内を縦断し、南北に隣接する桑名市、四日市市へのアクセス機能を強化するとともに、国道1号などの幹線道路のバイパスとして渋滞緩和にも寄与することが期待される道路です。

本事業区間については、朝日町内を分断する鉄道をオーバーパスし、新しい住宅地と旧市街地の連携の促進と、歩行者の安全性向上を目的として整備を行い、平成20年度に完了しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

街路事業の整備においては、歩行者の安全や、利便性の向上に資するという視点が極めて重要です。

4-2 課題の解決方針

歩行者が安全で快適に利用できる街路とするために、歩行する側の立場で考え、計画し整備するよう努めていきます。